

第 26 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 8 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年8月28日(木)午前9時30分から
 2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
 3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	佐藤純子	3	花畠志良一
4	片伯部 隆	5	菊池光雄	6	小西吉寿
7	中村みえ	8	須藤寛之	9	貫藍
10	松下康廣	11	小野有紗	12	遠田祐星
13	高橋利喜哉	14	緒方武彦	15	牧野博文
16		17	甲斐亜季	18	松田宗史
19	矢野光一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐孝	2	甲斐充伸	3	久富喜良
4	吉田嘉	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	佐藤隆美	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	岩切伸行	14		15	甲斐詳三
16	甲斐一太郎	17	田口誠	18	松原学
19	戸高久文	20		21	甲斐昭浩
22		23	岩佐美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第84号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第85号 農地法第5条の許可申請について

議案 第86号 非農地証明願について

報告 第87号 農地法第5条の届出について

報告 第88号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第89号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第42号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	太田康晶	局長補佐兼農地係長	佐藤友美	農政係長	久世美保
		農地係主任主事	清田則生	農政係総括主任	
北方産業建設課	河野泰智	北浦産業建設課専門主事	木野宮雅敬	北川産業建設課主事	甲斐健太

8. 会議の概要

9:30 開会	
事務局	定刻となりましたので、会長お願ひいたします。
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第 26 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 6 番、小西吉寿委員と委員番号 14 番、緒方武彦委員のお二人にお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第 84 号 農地法第 3 条 所有权の移転についてから、議案第 86 号 非農地証明願いについてまでの議案 3 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。
議長	<p>それでは、議案第 84 号 農地法第 3 条 所有权の移転について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番から整理番号 2 番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
佐藤（隆） 推進委員	<p>推進委員の佐藤です。整理番号 1 番と 2 番についてご説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番の農地の所在は天下町、地目は畑、面積は 247 m²で、整理番号 2 番の農地の所在は天下町、地目は畑、面積は 218 m²です。この 2 つは隣同士の畑です。整理番号 1 番の譲渡人は野田町在住の方で、譲受人は天下町在住の方でして、整理番号 2 番はその反対で、この 2 つの農地は理由が交換となります。</p> <p>8 月 23 日に、甲斐会長と私と譲渡人と譲受人とで現地調査を行いました。現況はよく管理されており、地域との調和要件も何ら問題ないとと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 6 番、小西吉寿委員より説明を

	お願いいいたします。
小 西 委 員	<p>委員番号 6 番の小西です。整理番号 3 番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町市振、地目は畠、面積は 150 m²です。譲渡人も譲受人も北浦町市振在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>8月 25 日に、私と松原学推進委員と譲受人の両親の 4 人で現地調査を行いました。この畠は譲受人の家に隣接していました、綺麗に整理整頓されておりました。地域との調和要件も良く何ら問題ないと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 4 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。</p>
高 橋 委 員	<p>委員番号 13 番の高橋です。整理番号 4 番についてご説明いたします。農地の所在は土々呂町 5 丁目の 4 筆で、地目は畠、面積は合計で 722 m²、理由は贈与です。譲渡人は松原町 2 丁目住在の方で、譲受人は門川町住在の方です。譲受人は譲渡人の弟のお孫さんにあたる方だそうです。</p> <p>8月 25 日に、私と岩切伸行推進委員と譲受人の方で現地調査を行いました。この畠は昔土々呂町の南の方にあった元の県立ろう学校の所から西側に入った所で、前側は住宅地に囲まれた所です。今年の 1 月の定例会であがった 5 条申請のミニ動物園の開園者の子供さんが譲受人だそうです。このミニ動物園のミニ豚とか山羊や陸ガメ等の動物の餌になる葉物野菜・根菜等を作る目的で、手に入れたそうです。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 5 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。</p>
牧 野 委 員	<p>委員番号 15 番の牧野です。整理番号 5 番についてご説明いたします。農地の所在は上三輪町、地目は田、面積は 327 m²です。譲渡人も譲受人も上三輪町住在の方です。</p> <p>8月 23 日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の方と 3 人で現地調査を行いました。譲受人の方の家のすぐ隣にこの田んぼがあります。去年までは雑草が生い茂って荒廃農地みたいな感じでありましたが、今年譲受人の方が重機を入れて、水田として活用しております。今後も水田として活用する旨の報告がありました。状況は 8,507 m²で、経営規模拡大で、地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお</p>

	願いいたします。
議長	次に、整理番号 6 番から整理番号 7 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	<p>委員番号 18 番の松田です。整理番号 6 番についてご説明いたします。農地の所在は小川町、地目は田、面積は 390 m²です。譲渡人は小川町在住の方で、譲受人は塩浜町 3 丁目住の方です。</p> <p>8月 25 日に、私と酒井渡推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。この案件は譲渡人と譲受人が兄弟でして、譲渡人が病気で農業が出来ないので、弟さんに譲るということで申請が上がったものです。弟さんはこの田んぼの横の田を作っていて、今年はこの田と両方耕作しているようでした。地域との調和要件も何ら問題ないとと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、整理番号 7 番についてご説明いたします。農地の所在は行縢町の 3 筆、地目は田、面積は合計 1,720 m²です。譲渡人も譲受人も行縢町在住の方です。</p> <p>8月 23 日に、私と松田成歳推進委員と譲受人の農業後継者である息子さんと 3 人で現地調査を行いました。この上記の 2 つの田はもう今年譲受人が借りて耕作しております、3 つ目の田が小さくてちょっと荒れておりましたが、今度全部一緒に買い取るということでした。経営規模拡大でして、息子さんもまだ 30 代でバリバリ農業をやってらしやる方で、これから行縢町の農地を背負って行く方ではないかなあと思っております。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 7 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議長	続きまして、議案第 85 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号 1 番について、黒田啓睦農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
黒田（啓） 推進委員	推進委員の黒田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は松山町、地目は畠、面積は 18 m ² と極小の地です。譲渡人も譲受人も松山町在住の方です。理由は駐車場としての使用ということです。 8月 25 日に、佐藤純子委員と私と譲受人の代理人の方とで現地調査を行いました。7 ページの図を見てもらうと、ちょっと分かりにくいのですが、両方の宅地に挟まれた細長い土地全体を購入するにあたって、三角の部分の市道に面した畠が残っておりまして、その部分を農地転用するという案件であります。これまで、代理人の方がその辺り全体の草刈り等完了されております。両方の宅地と市道に囲まれており、何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 3 番、花畠志良一委員より説明をお願いいたします。
花畠委員	委員番号 3 番の花畠です。整理番号 2 番についてご説明いたします。この案件は以前に農振除外を申請した分で、やっと許可がおりて家を建てる段階になったようです。農地の所在は北方町早上、地目は田、面積は 296 m ² です。譲渡人は北方町早上在住の方で、譲受人は東京都在住の方です。譲渡人はおじいさんで、譲受人は孫のお婿さんなんですが、今度跡を継ぐ

	<p>ために帰って来て農業をされるそうです。山の上のような小さな部落なんですが、勇気のある人だと思います。それで家を新築したいという案件になっております。</p> <p>8月22日に、私と甲斐一太郎推進委員と譲受人のお父さんと3人で現地調査を行いました。だいぶ私が「ここに帰って来て農業をするのは無理だろうから、東京で生活した方がいいんじゃないかな。」と話はしたのですけど、本人のたっての要望で帰って来て後を継ぐということでした。7ページの地図を見てもらうと分かるのですが、家が斜線部分のすぐ上の段になります。そこにおじいちゃんと息子さん夫婦の2世帯で住んでいるんですけども、3世帯はちょっと無理だということで、その下に家を建てるということになったそうです。何も問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3番から整理番号4番について、委員番号12番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。</p>
遠田委員	<p>委員番号12番の遠田です。整理番号3番と4番が同じ譲受人のため合わせて説明させていただきます。</p> <p>先ず整理番号3番、農地の所在は尾崎町、地目は畠、面積は19m²です。譲渡人は尾崎町在住の方で、譲受人は柚の木田町在住の方です。</p> <p>同じく整理番号4番、農地の所在は尾崎町、地目は畠、面積は112m²です。譲渡人は大貫町2丁目住の方の相続財産で、譲受人は柚の木田町在住の方です。理由は進入路・駐車場の設置となっております。</p> <p>8月25日に現地調査を行いました。この場所は少し高台になっていて、周りは宅地に囲まれた所です。ここに隣接する宅地に新設の家を建てるので、今回ここを進入路兼駐車場にしたいということでした。周りに影響が出るような農地も無く、地域との調和要件に関しても何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、農地区分につきましてご説明いたします。</p> <p>整理番号1番につきましては、松山町の北部に位置し、周辺に10ha以上の農地の広がる生産性の高い第1種農地となります。申請者が駐車場とするため、隣地一体を購入しようとした中に道路拡幅後の当該農地が残地として残っており申請となったものです。</p> <p>以上の事から日常生活上必要な施設として、集落接続の例外規定に該当</p>

	<p>することから立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>整理番号2番につきましては、周辺に農振青地となっている10ha以上の農地の広がる生産性の高い第1種農地となります。今回、地元の農家の娘夫婦が帰郷し、一般住宅を建築したいとして申請に至ったものです。</p> <p>この案件につきましては、本年1月の総会、協議第30号におきまして農振除外の協議を行った案件になります。集落接続の例外規定に該当し、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>整理番号3番及び4番につきましては、周辺を宅地に囲まれた、生産性の低い第2種農地となります。当該農地北の宅地を購入し一般住宅建築を企図する申請者が、進入路が狭隘で車の進入が困難であることから、当該農地を進入路兼駐車場として活用したいとの事で申請となったものです。</p> <p>本案件は既存施設との一体的利用1/2以下の例外規定に該当し、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議長	続きまして、議案第86号 非農地証明願いについて提案いたします。 整理番号1番について、委員番号6番、小西吉寿委員より説明をお願いいたします。
小西委員	委員番号6番の小西です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町市振、地目は畑、面積は175m ² です。申請者は北浦町市

	<p>振在住の方です。申請理由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>8月25日に、私と松原学推進委員と戸高久文推進委員で現地確認しました。写真にありますように、もう行ったら本当の山になっていました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願いいたします。
委員	(举手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第87号、農地法第5条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の13~14ページに記載しておりますが、7件の届出があり、田が6筆の2,632m²、畑が1筆の255m²、計7筆の2,887m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第88号、農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の16ページに記載しておりますが、2件の届出があり、畑2筆のみの990m²の合意解約となっています。</p> <p>次に、報告第89号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書の18ページから19ページをご覧ください。今回8件の届出があり、田が24筆の11,573m²、畑が24筆の7,191m²、計48筆の18,764m²</p>

	となっていります。
議 長	なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。報告を終わります。
委 員	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
議 長	ありません。
議 長	ないようですが、私の方からいいでしょうか。報告第 88 号整理番号 2 番案件で、耕作者が見つからないためとあるんですが、農業振興公社は性根を入れて探しているんでしょうかね、条件のいい所だけ取り組みをやって、こういった所を一番に頑張ってもらわんといかんと思うのですが…。ここは地盤から条件が悪いんでしょうか。
事 務 局	はい。ここは条件が悪い所なので返したことになっていると聞いております。公社は、耕作者が見つからないと契約してくれないので。ですから、そのあたりは今後事務局の方でも、周辺の耕作者の方や作りたいという方に情報提供して契約に結びつけられるように努力したいと考えております。
議 長	よろしくお願ひします。
議 長	それでは、次に協議第 42 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局	ご説明いたします。こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。
	議案書の 21 ページになりますが、整理番号 1 番から 13 番が下南方地区、整理番号 14 番から 19 番が東延岡地区、整理番号 20 番から 47 番が沖田地区、整理番号 48 番から 52 番が黒岩地区、整理番号 53 番から 59 番が下祝子地区、整理番号 60 番から 74 番が東海地区、整理番号 75 番から 76 番が行縢川地区、整理番号 77 番が北川長井地区、整理番号 78 番が個別案件の促進計画となっております。
	今回の促進計画では、27 ページの表下にあるとおり 29 人の出し手から 78 筆、57,603 m ² の農地を個人 17 人と 2 法人に配分する計画となっており

	ます。以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	質問もないようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いたします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上を持ちまして第 26 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐壽徳

6番 小西吉寿

14番 緒方武彦